

令和 2 年（2020 年）4 月 20 日

（一社）長野県経営者協会 会長 様
長野県中小企業団体中央会 会長 様
（一社）長野県商工会議所連合会 会長 様
長野県商工会連合会 会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づく外出
自粛の要請等の周知について（依頼）

日頃は、長野県行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 3 項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更され、当県も対象地域に含まれたところです。

そこで、4 月 17 日に開催した新型コロナウイルス感染症対策長野県対策本部会議で、別紙のとおり、県民及び県内に滞在している方に対して、法第 45 条第 1 項に基づく外出自粛を要請することに決定したほか、「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針」の改正等も行いました。

つきましては、会員企業等に対し、当該外出自粛要請等について周知していただくとともに、改めて職場における感染予防対策の徹底を強く働きかけていただくようお願いいたします。

また、今後の感染の状況によっては、新型コロナウイルス感染症対策に関係する必要な要請をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

長野県産業労働部産業政策課企画担当 担当（課長）宮島 克夫 （担当）竹内 幹 電話 026-235-7205（直通） F A X 026-235-7496 E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp
--